

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 答申第 1 0 3 2 号 )

平成 2 4 年 3 月 1 6 日

横情審答申第1032号

平成24年3月16日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成23年3月31日教図企第2123号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料、応募書類：  
有隣堂グループ（平成21年7月23日提出）、応募書類：紀伊國屋書店・ヴ  
ィアックス共同事業体（平成21年7月24日提出）、横浜市山内図書館指定  
管理者選定委員の委嘱について（平成21年度教図企第127号）及び横浜市山  
内図書館指定管理者選定委員候補者に関する委員就任依頼状の送付につい  
て（平成21年度教図企第98号）」の一部開示決定に対する異議申立てにつ  
いての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料、応募書類：有隣堂グループ（平成21年7月23日提出）、応募書類：紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（平成21年7月24日提出）、横浜市山内図書館指定管理者選定委員の委嘱について（平成21年度教図企第127号）及び横浜市山内図書館指定管理者選定委員候補者に関する委員就任依頼状の送付について（平成21年度教図企第98号）」を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成21年度第3回山内図書館指定管理者選定委員会資料（以下「文書1」という。）、応募書類：有隣堂グループ（平成21年7月23日提出）（以下「文書2」という。）、応募書類：紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（平成21年7月24日提出）（以下「文書3」という。）、横浜市山内図書館指定管理者選定委員の委嘱について（平成21年度教図企第127号）（以下「文書4」という。）、横浜市山内図書館指定管理者選定委員候補者に関する委員就任依頼状の送付について（平成21年度教図企第98号）（以下「文書5」という。文書1から文書5までを総称して以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年9月30日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 横浜市山内図書館指定管理者への指定申請は、法人等の担当者が職務として行った行為であり、これに関する情報は職務の遂行に関する情報ではあっても、当

該担当者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人に関わりのある情報である。

このことから、本件申立文書に記録されている横浜市山内図書館指定管理者申請団体の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当する。

また、仮に当該担当者がこれらの情報を名刺等に印刷して配布している場合であっても、名刺等は誰に対しても無条件に渡すものではないと考えられるため、本号ただし書アに該当せず、非開示とした。

イ 選定委員会委員一覧に記載されている情報のうち、公開向け委員名簿に記載していない会社名、職業及び電話番号並びに連絡先のうちの在住区に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから、非開示とした。また、分野の欄に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから、非開示とした。

なお、委員の個人の氏名が開示されているからといって、当該情報を当然に開示することに結びつくものではない。また、公開向け委員名簿を作成する際にどの情報を公開するかについて各委員に確認し、非開示部分とした当該情報は公開しないとの意向を得ている。

## (2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 有隣堂グループ（株式会社有隣堂及び三洋装備株式会社の共同事業体。以下同じ。）の応募書類のうち、様式2の収支内訳及び様式3は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書であり、横浜市山内図書館指定管理者事業を行う上での応募者の基本的な考え方、個別具体的な内容や収支積算が記載されている。

特に応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。

このため、収支積算については法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

イ 有隣堂グループ以外の応募書類のうち、様式 2 及び様式 3 は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書であり、横浜市山内図書館指定管理者事業を行う上での応募者の基本的な考え方及び個別具体的な内容や収支積算が記載されている。

基本的な考え方及び個別具体的な内容については、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。また、応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。

このため、様式部分を除く様式 2 及び様式 3 については法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ウ 有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内訳及び今後事業を実施する可能性のない提案部分は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者の基本的な考え方や個別事業及び想定収支額が記載されている。

有隣堂グループが提示した独自収入の内訳は、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理されるべき事項である。したがって、有隣堂グループのうち、独自収入の内訳及び今後事業を実施する可能性のない提案部分を非開示とした。

エ 有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容の部分は、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものであり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者の基本的な考え方や想定収支額が記載されている。

提案内容は、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。また、応募者が提示した収支積算については、一般には第三者が入手困難な情報であり、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された金額であることから、法人内部において管理され

るべき事項である。このため、法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

オ サービスマトリクスは、横浜市山内図書館指定管理者応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記載されている。

サービスマトリクスは、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものである。このため、法人の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

カ 法人の定款は、法人等の目的、組織、活動、構成員、業務執行等についての基本規則である。会社法（平成17年法律第86号）第31条では、会社成立後の定款は、本店及び支店に備え置き、株主及び債権者の閲覧・謄写に供するものとされ、かつ、親会社の株主等も、権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧・謄写の請求をするものであり、その会社の株主等でない者は見ることができないとされている。このため、定款は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

キ 法人の収支予算、決算報告及び事業報告書は、法人の財産状況及び収益状態についての情報が記載されることから、法人の社会的信用に影響を及ぼす重要な情報であり、事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ただし、貸借対照表については、会社法第440条第1項及び第2項により、株式会社は定時株主総会の承認後遅滞なく貸借対照表又はその要旨を公告しなければならないこと、また、会社法第2条第6号に定める大会社（資本金5億円以上又は最終事業年度の負債合計額が200億円以上の株式会社。以下同じ）は貸借対照表及び損益計算書の公告が義務付けられている。このため、横浜市山内図書館指定管理者申請団体を構成する法人は大会社ではないことから、貸借対照表のみ開示した。

ク 納税証明書のうち納税額は、当該法人の財務状況に密接な関係を有する事項であり、経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報である。公開された場合には、企業上の秘密を明らかにすることとなり、第三者によって恣意的な経営分析や偏った評価がなされ、事業活動が損なわれるおそれがある。

このため、納税額は法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

ケ 法人の就業規則及び給与規程は、職場における労働契約を集合的に処理するものであり、使用者と労働者との間の個々の労働条件、職場規律等を全般にわたって規律し、労使当事者間の民事上の私的な契約内容そのものを表している。このため、就業規則及び給与規程は、法人の労務管理や経理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより、当該法人の正当な利益が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影については、偽造等の悪用により、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該法人の財産等に関する情報とも解せられ、開示することにより、当該法人の財産権等が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 優先交渉権者となった有隣堂グループの提案のうち、今後事業を実施する可能性のない部分については、指定管理者の選定において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものであり、これらの情報を横浜市が公表することにより、横浜市と当該事業者との間の信頼関係を大きく損ねることとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、有隣堂グループの提案のうち、独自収入の内容及び今後事業を実施する可能性のない提案部分は、本号に該当し、非開示とした。

イ 横浜市山内図書館指定管理者申請団体からは「応募書類については原則非公開」の旨の要望が出ており、かつ選外の事業者のこれらの情報を横浜市が公表することにより、横浜市と当該事業者との間の信頼関係を大きく損ねることとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、今回の応募事業者のうち三者は他自治体図書館指定管理者の受託実績があり、今後の類似事業の遂行に

当たり当該事業者の応募が見込めず、かつ、指定管理者による安定した管理運営が見込めないなど、重大な支障が想定される。

このため、有隣堂グループ以外の応募書類のうち、様式2及び様式3については、開示することにより、横浜市の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 職員のメールアドレスは、開示することにより、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するほか、本来組織メールアドレスあてに送られるべき市民の意見などが、異動後の職員個人あてに送られるおそれがあるなど、当該職員の行う市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 法人代表者印の印影の非開示については争わない。
- (3) 指定管理者選定委員会資料及び応募書類については、指定管理者制度を採る以上、開示すべきである。委員一覧の一部開示については、個人の氏名は開示しているので、矛盾している。本人が拒否しているとは考えられない。
- (4) 実施機関は、条例第7条第2項第3号アを根拠に法人の定款を非開示としているが、開示すると「当該法人の事業活動が損なわれるおそれ」があることを、もう少し具体的に説明してほしい。定款は、市民がその会社の「目的・ミッション」を知るためには、一番重要な文書である。

通常の民間会社では、積極的に定款を開示していないものの、企業秘密の扱いにはしていない。どうしても開示できないときは、民間会社としても開示請求があっても市民に公開しないという条件付で行政に提出すべきだが、今回はそのような条件があったとは聞いていない。むしろ逆で、開示情報によれば株式会社図書館流通センターは、平成21年7月24日付けで「非開示情報提出書」を実施機関に提出しているのに、実施機関は、その返事を出していない。すなわち、資料提出時の条件にはなっていなかった。また、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（株式会社紀伊國屋書店及び株式会社ヴィアックスの共同事業体。以下同じ。）からは平成21年12月8日に要望書を受け取っており、これは実施機関から問い合わせを促し



たものと推定される。

(5) 就業規則及び給与規定については、一般にオープンにされていないことは理解するが、従業員には知らせる義務があり、応募したときに条件をつけていれば格別、そうでなければ、指定管理者制度による応募会社は、条例第7条第2項第3号アを適用すべきではないと考える。この条項を拡大解釈すれば、会社の応募書類は非公開となり、市民は選定の是非を判断できなくなり、指定管理者制度の本旨にもとることになる。

(6) 財務諸表の公開ルールは承知しているが、今回は指定管理者制度に自ら積極的に応募してきたこと、財務情報は選定の判断に必要な大切な情報であること、選定委員や中央図書館に選定を任せるのではなく、図書館の利用者である市民に対し、実施機関は財務面で問題ない会社であるかの説明責任があることから開示すべきだと考える。

(7) 有隣堂グループの応募書類のうち、様式2の収支内訳及び様式3は、民間会社の創意工夫による提案内容に該当するため、横浜市山内図書館の利用者として一番知りたい内容である。もし、開示されると事業の遂行に支障を及ぼすことを民間会社が恐れるならば、意匠権、特許権等で法的に防衛するか、応募時に開示請求があってもオープンにしない条件で資料を提供するか、プレゼンテーションのときに、映像か口頭で説明するなどの手段をとるべきだと思う。

指定管理者制度では「透明化＝見える化」がポイントであるから、どうして実施機関が、そこまでして民間会社を守ろうとするのか理解できない。非開示部分がどれほどの民間ノウハウなのか、審査会委員に判断してほしい。

(8) 様式2及び様式3の開示範囲が、有隣堂グループとそれ以外の4団体とで異なるのが理解できない。4団体の応募書類の開示範囲を狭くした理由のひとつとして、実施機関は、申請団体から「応募書類については原則非公開」との要望が出ているとしているが、(4)で述べたとおり、事実は異なる。

4団体のうち3団体は図書館指定管理の実績があるから、今後の類似事業の遂行にあたり当該事業者の応募が見込めないということが非開示理由としてあがっているが、そこまで民間会社を保護する必要があるのか。どれほどの民間ノウハウがあるのかも疑問である。

(9) 一般の民間会社では、電子メールアドレスは業務に必須であり、会社から一定のルールで個人に与えているものである。名刺にも刷り、ビジネスではオープンにな

っている現状を無視し、条例第7条第2項第2号の個人に関する情報に該当すると考えるのは社会の常識に反している。また、個人としてではなく、会社を代表して書類を提出しているのだから、役職及び氏名も開示請求があれば開示することは当然である。

## 5 審査会の判断

### (1) 市立図書館の指定管理者の指定に関する事務について

横浜市では、効率的な図書館運営及びサービス向上を目指すために、地域図書館へ指定管理者制度を導入することとし、平成21年度に、横浜市山内図書館の指定管理者の公募、指定及び引継ぎ等の事務を行った。

実施機関が指定管理者の公募をしたところ、有隣堂グループ、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体、株式会社図書館流通センター、リブグリーン青葉及び株式会社クレイブの5団体から応募があった。

指定管理者の選定については、外部委員5人からなる横浜市山内図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が設置され、指定管理者制度導入経緯の説明を経た上で、公募要項、業務要求水準書等が検討され、応募書類の審査及び面接審査をもとに、優先交渉権者の選定等が行われた。選定の結果、有隣堂グループが優先交渉権者となり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき平成21年第4回市会定例会での議決を経て、指定管理者として指定された。

その後、業務引継ぎ等を経て、平成22年4月から指定管理者である有隣堂グループによる横浜市山内図書館の管理運営が開始された。

### (2) 本件申立文書について

#### ア 文書1について

文書1は、平成21年8月10日に開催された第3回選定委員会の資料であり、次第、前回会議議事録案、審議資料で構成されている。審議資料は、「審査の進め方」、「指定管理者選定評価項目・得点の目安（案）」、「指定管理者応募事業者採点表（案）」、「指定管理者選定基準項目ごとの各事業者提案内容」及び「サービスマトリクス（5団体分）」で構成されている。また、実施機関の説明によると、「指定管理者選定基準項目ごとの各事業者提案内容」及び「サービスマトリクス（5団体分）」（これら2件の文書を総称して以下「提案内容等文書」という。）は、応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成した文

書であり、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での基本的な考え方、想定収支額、応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記録されている。

#### イ 文書 2 及び文書 3 について

文書 2 及び文書 3 は、横浜市山内図書館の指定管理者の公募時に有隣堂グループ及び紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体からそれぞれ提出された応募書類である。なお、それぞれの応募団体を構成する団体は株式会社であることが認められる。

公募要項によると応募書類は、次のとおり分類される。

- (ア) 指定申請書（様式 1）（以下「文書ア」という。）
- (イ) 横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式 2）（以下「文書イ」という。）
- (ウ) 平成22年度及び指定期間 5 か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式 3）（以下「文書ウ」という。）
- (エ) 宣誓書（様式 4）（以下「文書エ」という。）
- (オ) 申請団体役員名簿（様式 5）（以下「文書オ」という。）
- (カ) 人員表（過去 3 年分）（様式 6）（以下「文書カ」という。）
- (キ) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（以下「文書キ」という。）
- (ク) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（以下「文書ク」という。）
- (ケ) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（以下「文書ケ」という。）
- (コ) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去 3 年分）（以下「文書コ」という。）
- (サ) 貸借対照表、損益計算書（過去 3 年分）（以下「文書サ」という。）
- (シ) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）（以下「文書シ」という。）
- (ス) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの（以下「文書ス」という。）
- (セ) 共同事業体協定書兼委任状（様式 7）（以下「文書セ」という。）
- (ソ) 共同事業体構成団体の概要（様式 8）（以下「文書ソ」という。）

(タ) 共同事業体内業務分担表(様式9)(以下「文書タ」という。)

ウ 文書4について

文書4は、選定委員会を設置し、選定委員を委嘱することを決定した起案文書であり、起案表紙、起案本文、委嘱状(案)、委員一覧、横浜市山内図書館指定管理者の指定に関する要綱(平成21年4月7日制定。以下「指定要綱」という。)、横浜市山内図書館指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱(平成21年4月7日制定。以下「運営要綱」という。)及び「横浜市山内図書館指定管理者選定委員会」の概要(以下「委員会概要」という。)で構成されている。

エ 文書5について

文書5は、選定委員の委嘱に当たり、委員候補者の所属機関へ対しての就任依頼状を送付することを決定した起案文書であり、起案表紙、起案本文、就任依頼状(案)、委員一覧及び委員会概要で構成されている。

実施機関は、別表1に示すとおり本件申立文書を一部開示としている。

なお、文書2及び文書3に記録された法人等代表者印の印影については、申立人が意見書において、当該部分を争わないとしているため、当審査会としてはその余の非開示部分について判断する。

(3) 条例第7条第2項各号の該当性について

ア 条例第7条第2項各号では、開示しないことができる情報について、次のとおり規定している。

(ア) 条例第7条第2項第2号

個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(イ) 条例第7条第2項第3号ア

法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ウ) 条例第7条第2項第6号

市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるもの

イ 実施機関は、別表 1 において条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当するとして非開示とした情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができる情報であると主張している。同項第 3 号アに該当するとして非開示とした情報は、法人等の当該事業に係る情報であって、これを開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのある情報であると主張している。同項第 6 号に該当するとして非開示とした情報は、これを開示することにより当該事業者との信頼を大きく損ねることとなり、今後の指定管理業務に著しい支障を来すおそれがあると主張している。

ウ 文書 1 について

(ア) 有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容について

上記(2)ア及びイで述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、有隣堂グループから応募時に提出された文書 2 の事業計画書の内容を要約して作成したものとすることである。独自収入の内容は、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での想定収支額であり、収支の見積りが記録されていることが認められる。

有隣堂グループは、選定委員会での選定の結果優先交渉権者となり、現在指定管理者として横浜市山内図書館を管理運営している団体である。

有隣堂グループを構成する法人は民間企業であるから、一般論としては、その個別事業などに係る収支の見積りは、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定されるものであって、当該法人の内部管理に関する情報であると考えられる。

しかし、本件において問題となっているのは、公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支の見積りであって、企業の一般的な事業に係るそれとは明確に区別されるべきである。有隣堂グループが現に横浜市山内図書館に係る指定管理者の指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に直結する収支の見積りについて市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられ、これを公にすることにより、有隣堂グループを構成する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、条例第 7 条第 2 項第 3 号アに該当しない。

また、実施機関は、同項第 6 号の該当性を主張している。提案内容等文書は、上記(2)ア及びイのとおり有隣堂グループから応募時に提出された事業計画書

の内容を要約して作成したものとのことであるが、実施機関は文書2の有隣堂グループの事業計画書に関して、同項第6号の該当性を主張していない。事務局をして実施機関に確認させたが、実施機関は同号の該当性について具体的な支障を主張していないことから、当該情報を開示することにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

したがって、条例第7条第2項第3号ア及び第6号の規定による非開示情報の該当性を認めることはできないため、開示すべきである。

(イ) 有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分について

上記(ア)で述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、有隣堂グループから応募時に提出された文書2の事業計画書の内容を要約して作成したものとのことである。

有隣堂グループに係る提案内容等文書について、文書2の事業計画書では、要約前の情報を開示していることが認められた。そうすると、事業計画書を要約したという有隣堂グループに係る提案内容等文書が開示されることにより有隣堂グループを構成する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2項第3号アに該当しない。

また、実施機関は、同項第6号の該当性を主張しているが、上記(ア)と同様に実施機関は同号の該当性について具体的な支障を主張していないことから、当該情報を開示することにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

したがって、条例第7条第2項第3号ア及び第6号の規定による非開示情報の該当性を認めることはできないため、開示すべきである。

(ウ) 有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容について

上記(2)アで述べたとおり、実施機関の説明によると、提案内容等文書は、応募団体から応募時に提出された事業計画書の内容を要約して作成したものとのことである。本件の非開示部分である応募団体の提案内容は、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での基本的な考え方、応募者が具体的に想定した事業・イベント等が記録されていることが認められる。

有隣堂グループ以外の申請団体は、いずれも選定委員会での選定の結果落選している。

一般的には、落選者に関する情報は公にするほどに落選者の社会的評価の低下を引き起こす可能性が否めない。また、本件請求においては、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容が図書館に関する管理運営に関するものであり、申請団体の創意工夫が盛り込まれていることから、落選者としては自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常であろうし、情報公開制度上においても、一定の配慮を行うことについて不合理であるとはいえない。

したがって、有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容は、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

#### エ 文書2及び文書3について

##### (ア) 有隣堂グループに係る文書イのうち収支内訳及び文書ウについて

当該非開示部分に記録された情報は、事業計画書に盛り込まれた事業活動を行う上での想定収支額であり、収支の見積りが記録されていることが認められる。

したがって、上記ウ(ア)の判断と同様の理由により、条例第7条第2項第3号アに該当せず、開示すべきである。

##### (イ) 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体に係る文書イ及び文書ウについて

当該非開示部分に記録された情報は、選定委員会での選定の結果落選している団体に係る事業計画書である。

したがって、上記ウ(イ)の判断と同様の理由により、条例第7条第2項第3号アに該当し、同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

##### (ウ) 文書キについて

文書キは、株式会社の定款である。株式会社の定款は、目的、商号、発行株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものであり、会社法第31条第2項の規定により、これを閲覧できるのは株主及び債権者に限られ、登記簿の附属書類としての定款についても、商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条の2の規定により、閲覧できるのは利害関係を有する者に限られているため、一般の者は閲覧できない。

このように定款は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の定款を公にした場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。しかし、実施機関が非開示としている条文のうち、会社法に定める登記記載事項（平成13年改正以前の商法（明治32年法律第48号）に定める登記記載事項であったものを含む。）に係るものについては、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第2項第3号アに該当せず、開示すべきである。

また、章ごとに記載された表題部分は、一般に株式会社の定款に記載される事項の名称を示しているに過ぎず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、やはり同項第3号アに該当せず、開示すべきである。

(I) 文書コについて

文書コは、株式会社の納税証明書であり、このうち実施機関は納付すべき額及び納付済額を非開示としている。法人の納税に係る情報は、財務状況に密接な関係を有する事項であり、当該法人の経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報といえる。したがって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

(オ) 文書ケ及び文書サについて

文書ケ及び文書サは、株式会社の事業計画及び収支予算に係る文書並びに会社法第442条第1項に定める計算書類等である。

事業計画及び収支予算に係る文書は、企業としての経営戦略そのものであって、通常、一般に公にされていない内部管理に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人との競争上の地位にあるものに当該法人の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、計算書類等は、会社が主に株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示するために作成する法定開示書類であり、会社法第442条第3項及び第



4項の規定により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。このように計算書類等は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の計算書類等を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかとなり、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、会社法第440条第1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされている。また、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法で公告する株式会社については、同条第2項の規定により、その要旨を公告することで足りることとされている。そうすると、計算書類等のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても何らかの支障があるとは考えられない。

実施機関は、申請団体の中に大会社が存在しないため貸借対照表のみ開示したと説明している。しかし、事務局をして調査させたところ、株式会社紀伊國屋書店が大会社に該当し、損益計算書の要旨を公告していることが認められる。また、株式会社有隣堂は大会社に該当しないものの、慣例として損益計算書の要旨を公告していることが認められる。

したがって、株式会社紀伊國屋書店及び株式会社有隣堂に係る損益計算書のうち決算公告において明らかにされている部分については、公にすることにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第2項第3号アに該当せず、開示すべきである。

また、株式会社有隣堂の決算公告においては、有形固定資産の減価償却累計額及び1株当たりの当期純利益が明らかにされていることから、株式会社有隣堂に係る文書ケ及び文書サのうち、個別注記表における当該記述に係る部分については、公にすることにより、当該法人の権利・競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとはいえないことから、やはり同項第3号アに該当せず、開示すべきである。

(カ) 文書シについて

文書シは、就業規則とその関連文書である給与規程等で構成されている。

就業規則は、労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的な

細目について定め、これを労使双方が遵守することにより職場規律を画一的に規制し、組織経営について効率的な運営を図るとともに労働者の労働条件の確保を図ろうとするものである。このため労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条においては、常時10人以上の労働者を使用する使用者に対し就業規則の作成と労働基準監督署への届出を義務付けている。

就業規則とその関連文書である給与規程等には、私的な労働契約内容を示すとともに、使用者が適正な事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような労務管理を採用するかという組織経営のノウハウに関わる情報が記録されていることが認められる。したがって、本件の就業規則等が公にされた場合には、申請団体との競争上の地位にあるものに当該団体の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものというべきであり、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、株式会社有隣堂に係る部・店・室長一覧に記載された役員に係る役職名及び氏名並びに関係会社の名称については、会社法に定める登記記載事項であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第2項第3号アに該当せず、開示すべきである。

(キ) 文書ソに記録された氏名等について

文書ソは、共同事業体構成団体の実績等の概要に関する文書である。

実施機関は、法人の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスを非開示としている。これらは、いずれも当該法人の担当者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、当該法人では、特定の担当者の役職、氏名及び電子メールアドレスを慣行として公にしている事実が認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、ただし書イ及びウにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

(ク) 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体に係る文書ソ及び文書タについて

実施機関は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体に係る文書ソのうち沿革、業務内容、主な実績及び財政状況並びに文書タのうち様式部分以外について、一部開示決定通知書にその概要を記載することなく非開示としているため、

事務局をして実施機関に確認させたところ、条例第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたとのことであった。

文書ソは、共同事業体構成団体の実績等の概要に関する文書であり、文書タは、共同事業体内における構成団体間の業務分担に関する文書であるが、これらの文書は、共同事業体構成団体の実績や共同事業体としての執行体制を示し、文書イ及び文書ウを補完して事業計画の一部をなすものであると考えられる。

したがって、当該共同事業体に係る文書ソ及び文書タは、上記(イ)で述べた文書イ及び文書ウと同様の性質を持つ文書であると認められることから、同号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

#### オ 文書4及び文書5について

文書4の委員一覧については、文書5の委員一覧に記録されている情報に含まれているため、以下文書5の委員一覧について判断する。

##### (ア) 委員一覧のうち、特定委員Aについて

特定委員Aについては、連絡先の欄の一部及び電話の欄が非開示とされている。

連絡先の欄には、委員の住所に係る情報が記録されている。当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれの規定にも該当せず、非開示とすることが妥当である。

電話の欄は、当該委員の所属する法人の電話番号が記録されている。当該情報は、当該法人の代表番号ではなく、公にしていない電話番号であることが認められ、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがないとまではいえず、同項第3号アに該当し、同項第2号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

##### (イ) 委員一覧のうち、特定委員Bについて

特定委員Bは、公認会計士であり、現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄が非開示とされている。これらの情報は、それぞれ当該委員の所属している公認会計士事務所の名称、所在地及び代表電話番号であると認められ、当該公認会計士の事業活動に関する情報であると考えられることから、個人に関する情報ではなく、事業を営む個人として条例第7条第2項第3号の該当性について判断すべきものである。

公認会計士となる者は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条及び第18条の規定に基づき、日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿への登録が必要であり、同協会は、同法第21条の2の規定に基づき、登録をしたときは官報に公告を行うこととされている。当該官報公告の内容は、氏名のみであるが、事務局をして調査させたところによれば、同協会では、「外部から照会を受けた際には、個人情報保護の観点に留意しながらも、所属事務所に関する基本的な情報を回答する」ことが認められるので、当該官報公告の内容と合わせることによって、既に氏名が明らかにされている本件では、当該委員が所属している事務所に係る情報は、誰でも容易に知り得る情報又はそのような性質を有する情報であるといえる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため条例第7条第2項第3号アに該当しないことから、開示すべきである。

(ウ) 委員一覧のうち、特定委員Cについて

特定委員Cは、弁護士であり、現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄が非開示とされている。これらの情報は、それぞれ当該委員の所属している弁護士事務所の名称、所在地及び代表電話番号であると認められ、当該弁護士の事業活動に関する情報であると考えられることから、個人に関する情報ではなく、事業を営む個人として条例第7条第2項第3号の該当性について判断すべきものである。

これらの情報は、当該弁護士の氏名を基に日本弁護士連合会のホームページから検索することにより知ることができることから、既に氏名が明らかにされている本件では、当該委員が所属している事務所に係る情報は、誰でも容易に知り得る情報又はそのような性質を有する情報であるといえる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため条例第7条第2項第3号アに該当しないことから、開示すべきである。

(イ) 委員一覧のうち、特定委員Dについて

特定委員Dは、現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄が非開示とされている。また、分野の欄に記録された情報のうち、当該委員の研究分野の情報は開示しているものの、その余の情報は非開示とされている。その一方で、当該委員の

著作名が開示されている。

- a 現職の欄については、当該委員の職業が記録されていることが認められた。当該情報が本件申立文書からは事業を営む個人に係る情報であると確認できないため、当審査会としては当該委員の個人の職業であるとして判断する。当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。しかし、既に関示されている著作名に記録された書籍を確認したところ、当該書籍における執筆者の紹介に同様の情報が記録されていることが認められるため、同号ただし書アに該当し、開示すべきである。
- b 連絡先の欄及び電話の欄については、それぞれ個人の住所及び電話番号が記録されていることが認められる。当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

連絡先の欄に記録された個人の住所については、上記aと同様に既に関示されている著作名に記録された書籍を確認したところ、当該書籍における執筆者の紹介に記録されている住所とは異なる情報が記録されていることが認められるため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しないことから非開示とすることが妥当である。

電話の欄に記録された電話番号については、同号ただし書アからウまでのいずれの規定にも該当せず、非開示とすることが妥当である。

- c 分野の欄のうち非開示とされた情報については、特定委員Dと横浜市山内図書館との関わりを示す情報が記録されていることが認められた。当該情報は、既に関示されている氏名と一体として特定委員Dに係る個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

しかし、当該情報は、横浜市山内図書館指定管理者選定委員会の委員一覧に記録された情報である。当該委員会について、運営要綱第3条では「図書館の管理運営及び利用等に関する有識者等・・・をもって組織する」と規定しており、委員会概要の委員構成の情報と合わせると特定委員Dは市民代表として選任されていると認められる。当該情報は、これらの情報と密接に係る内容であると認められ、また、既に関示されている著作名からも推認

できる情報であるといえるため、慣行として公にすることが予定されている情報と考えることができる。したがって、分野の欄に係る情報については、同号ただし書アに該当し開示すべきである。

(オ) 職員個人の電子メールアドレスについて

職員個人メールの電子メールアドレスは、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 付言

ア 実施機関は、本件請求を受けてから、条例第11条第1項に規定する開示決定等の期限を過ぎ約2月後に開示決定等を行っているが、当該決定等に関して、同条第2項に基づく期限延長の通知を行っていないことが認められる。

イ 本件異議申立ては、平成22年10月29日に提起されたものであるところ、実施機関は、事務局の督促にもかかわらず、異議申立てからおおむね5月を経過した平成23年3月31日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

ウ また、本件処分では一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄に記載することなく非開示としている部分があった。

エ 今後、実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を適切に行うよう強く望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表1 本件申立文書の構成と、実施機関が条例第7条第2項各号に該当するため非  
開示とした情報

文書1 第3回 山内図書館指定管理者選定委員会資料

書類の名称	非開示部分	非開示条項	
次第及び前回会議議事録案	(なし)		
審議資料	審査の進め方、指定管理者選定評価項目・得点の目安(案)及び指定管理者応募事業者採点表(案)	(なし)	
	指定管理者選定基準項目ごとの各事業者提案内容	有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容	第3号ア、第6号
		有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分	第3号ア、第6号
		有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容	第3号ア、第6号
	サービスマトリクス(5団体分)	有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分	第3号ア、第6号
		有隣堂グループ以外の応募団体の提案内容	第3号ア、第6号

文書 2

団体名 有隣堂グループ

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書	法人代表者印の印影	第 3 号ア、 第 4 号
(イ)	事業計画書	自主企画事業計画の個別 事業の収支内訳	第 3 号ア
(ウ)	平成 22 年度収支予算書及び平成 22 ～ 26 年度収支予算書	・平成 22 年度収支予算 書のうち支出の積算内訳 及び金額 ・平成 22～26 年度収支 予算書のうち支出項目ご との金額	第 3 号ア
(エ)	宣誓書	法人代表者印の印影	第 3 号ア、 第 4 号
(カ)	人員表((株)有隣堂、三洋装備(株))	(なし)	
(キ)	定款((株)有隣堂)	変更日付及び定款本文	第 3 号ア
	定款(三洋装備(株))	定款本文	第 3 号ア
		法人代表者印の印影	第 3 号ア、 第 4 号
(ク)	履歴事項全部証明書((株)有隣堂、三 洋装備(株))	(なし)	
(ケ)	収支予算書(第 57 期、第 56 期)((株) 有隣堂)	科目名及び金額	第 3 号ア
	第 57 期全社方針 ((株)有隣堂)	本文	第 3 号ア
	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)	本文、損益計算書、株主 資本等変動計算書、個別 注記表、独立監査人の監 査報告書及び監査報告書	第 3 号ア
	平成 21 年度収支予算書、平成 21 年 度事業計画書、平成 20 年度収支計算 書、平成 20 年度事業報告書(三洋装 備(株))	予算書・計算書内容及び 計画書・報告書本文	第 3 号ア
(コ)	納税証明書((株)有隣堂、三洋装備 (株))	納付すべき税額及び納付 済額	第 3 号ア



(サ)	第 54 ~ 56 期事業報告書 ((株)有隣堂)	本文、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、独立監査人の監査報告書及び監査報告書	第 3 号ア
	第 49 ~ 51 期決算報告書(三洋装備(株))	損益計算書、販売費及び一般管理費、メンテナンス原価報告書、株主資本等変動計算書並びに製造原価報告書	第 3 号ア
(シ)	部・店・室長一覧((株)有隣堂)	役職名及び氏名並びに関係会社の名称	第 3 号ア
	在籍表 2009 年 6 月 30 日現在((株)有隣堂)	人数	第 3 号ア
	就業規則((株)有隣堂、三洋装備(株))	目次及び本文	第 3 号ア
	給与規程((株)有隣堂)	制定・改定年月日、本文及び別表	第 3 号ア
	職能給規程(三洋装備(株))	本文及び別表	第 3 号ア
(ス)	有隣堂会社案内	(なし)	
	カンパニー・ガイドライン(三洋装備(株))	(なし)	
(セ)	共同事業体協定書兼委任状	法人代表者印の印影	第 3 号ア、第 4 号
(ソ)	共同事業体構成団体の概要	担当者の役職、氏名及び電子メールアドレス	第 2 号
(タ)	共同事業体内業務分担表	(なし)	

文書 3

団体名 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体

分類	書類の名称	非開示部分	非開示条項
(ア)	指定申請書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(イ)	事業計画書	様式部分以外	第3号ア、第6号
(ウ)	平成 22 年度収支予算書及び平成 22 ~ 26 年度収支予算書	様式部分以外	第3号ア、第6号
(エ)	宣誓書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(カ)	人員表((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	(なし)	
(キ)	定款((株)紀伊國屋書店)	定款目次、本文及び改正年月日	第3号ア
	定款((株)ヴィアックス)	最終改定年月日及び定款本文	第3号ア
		法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ク)	現在事項全部証明書((株)紀伊國屋書店)、履歴事項全部証明書((株)ヴィアックス)	(なし)	
(ケ)	第 114 期定時株主総会招集のご通知((株)紀伊國屋書店)	通知本文 添付書類のうち事業報告、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記、独立監査人の監査報告書、監査報告書及び株主総会参考書類	第3号ア
	第 115 期事業計画書 ((株)紀伊國屋書店)	本文	第3号ア
	第 115 期収支予算書 ((株)紀伊國屋書店)	見出し以外	第3号ア
	第 37 期経営・事業計画書((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア
	第 36 期事業報告書 ((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア

(コ)	納税証明書((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	納付すべき税額及び納付済額	第3号ア
(サ)	貸借対照表、損益計算書(過去3年分)((株)紀伊國屋書店、(株)ヴィアックス)	損益計算書	第3号ア
(シ)	就業規則((株)紀伊國屋書店)	目次及び本文	第3号ア
	給与規程((株)紀伊國屋書店)	目次及び本文	第3号ア
	2009.6 末人員表((株)紀伊國屋書店)	人数	第3号ア
	従業員就業規則((株)ヴィアックス)	本文	第3号ア
	賃金規程((株)ヴィアックス)	本文及び別表中の給与額	第3号ア
(ス)	紀伊國屋書店コーポレート・プロフィール	(なし)	
	(株)ヴィアックス会社案内及びアウトソーシングサービス案内	(なし)	
(セ)	共同事業体協定書兼委任状	法人代表者印の印影	第3号ア、第4号
(ソ)	共同事業体構成団体の概要	担当者の役職、氏名及び電子メールアドレス	第2号
		沿革、業務内容、主な実績及び財政状況、	第3号ア
(タ)	共同事業体内業務分担表	本施設の管理運営において担当する業務内容、共同事業体内の実施体制及び添付資料	第3号ア

文書 4

横浜市山内図書館指定管理者選定委員の委嘱について（平成 21 年度教図企第 127 号）

書類の名称	非開示部分	非開示条項
起案表紙、起案本文及び委嘱状（案）	（なし）	
委員一覧	特定委員 B に係る現職の欄	第 2 号
	特定委員 C に係る現職の欄	第 2 号
	特定委員 D に係る分野の欄の一部及び現職の欄	第 2 号
指定要綱、運営要綱及び委員会概要	（なし）	

文書 5

横浜市山内図書館指定管理者選定委員候補者に関する委員就任依頼状の送付について（平成 21 年度教図企第 98 号）

書類の名称	非開示部分	非開示条項
起案表紙及び起案本文	（なし）	
就任依頼状（案）	職員個人の電子メールアドレス	
委員一覧	特定委員 A に係る連絡先の欄の一部及び電話の欄	第 2 号
	特定委員 B に係る現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄	第 2 号
	特定委員 C に係る現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄	第 2 号
	特定委員 D に係る分野の欄の一部及び現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄	第 2 号
委員会概要	（なし）	

文書 2 及び文書 3 の分類（公募要項による分類。それぞれ 5 (2)イの文書アから文書タまでの分類と同じ。）

- （ア）指定申請書（様式 1）
- （イ）横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式 2）
- （ウ）平成 22 年度及び指定期間 5 か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式 3）
- （エ）宣誓書（様式 4）
- （オ）申請団体役員名簿（様式 5）
- （カ）人員表（過去 3 年分）（様式 6）
- （キ）申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （ク）法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- （ケ）申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はそれらに類するもの（様式自由）
- （コ）法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去 3 年分）
- （サ）貸借対照表、損益計算書（過去 3 年分）
- （シ）現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）
- （ス）設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- （セ）共同事業体協定書兼委任状（様式 7）
- （ソ）共同事業体構成団体の概要（様式 8）
- （タ）共同事業体内業務分担表（様式 9）

なお、（セ）から（タ）までは、共同事業体を結成して公募に参加する場合に提出する文書である。

別表2 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断する部分

文書1 第3回 山内図書館指定管理者選定委員会資料

書類の名称		開示すべきと判断する部分
審議資料	指定管理者選定基準ごとの各事業者提案内容	有隣堂グループの提案内容のうち、独自収入の内容 有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分
	サービスマトリクス（5団体分）	有隣堂グループの提案内容のうち、今後事業を実施する可能性のない提案部分

文書 2

団体名 有隣堂グループ

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(イ)	事業計画書	自主企画事業計画の個別事業の収支内訳
(ウ)	平成 22 年度収支予算書及び平成 22 ~ 26 年度収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度収支予算書のうち支出の積算内訳及び金額</li> <li>・平成 22 ~ 26 年度収支予算書のうち支出項目ごとの金額</li> </ul>
(キ)	定款((株)有隣堂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章ごとに記載された表題</li> <li>・第 1 条から第 7 条まで、第 25 条第 1 項、第 33 条第 1 項及び第 4 項並びに第 36 条の文言</li> </ul>
	定款(三洋装備(株))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・章ごとに記載された表題</li> <li>・第 1 条から第 6 条まで及び第 8 条の文言</li> </ul>
(ケ)	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、8 行目の全て、12 行目の全て、15 行目の全て、16 行目の全て、19 行目の全て及び 24 行目から 27 行目まで</li> <li>・金額欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目の全て、15 行目のうちの 6 文字目から 12 文字目まで、19 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、20 行目の全て、21 行目の全て、22 行目のうちの 1 文字目から 5 文字目まで及び 23 行目の全て</li> </ul>
	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 ページ目の 24 行目の全て及び 31 行目の全て</li> <li>・ 5 ページ目の 14 行目の全て及び 16 行目の全て</li> </ul>

(サ)	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	上記(ケ)と同じ
	第 56 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	上記(ケ)と同じ
	第 55 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、8 行目の全て、12 行目の全て、15 行目の全て、16 行目の全て、19 行目の全て及び 22 行目から 25 行目まで</li> <li>・金額欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目の全て、15 行目のうちの 6 文字目から 12 文字目まで、17 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、18 行目の全て、19 行目の全て、20 行目のうちの 1 文字目から 6 文字目まで及び 21 行目の全て</li> </ul>
	第 55 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 ページ目の 22 行目の全て及び 29 行目の全て</li> <li>・ 5 ページ目の 21 行目の全て及び 23 行目の全て</li> </ul>
	第 54 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、8 行目の全て、12 行目の全て、15 行目の全て、16 行目の全て、18 行目の全て及び 23 行目から 26 行目までの全て</li> <li>・金額欄の 1 行目の全て、7 行目の全て、10 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、12 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、13 行目の全て、14 行目のうちの 7 文字目から 12 文字目まで、18 行目のうちの 7 文字目から 13 文字目まで、19 行目の全て、20 行目の全て、21 行目のうちの 1 文字目から 7 文字目まで及び 22 行目の全て</li> </ul>
	第 54 期事業報告書((株)有隣堂)のうちの個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 ページ目の 26 行目の全て及び 34 行目の全て</li> <li>・ 5 ページ目の 13 行目の全て及び 15 行目の全て</li> </ul>
	(シ)	部・店・室長一覧((株)有隣堂)



文書 3

団体名 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体

分類	書類の名称	開示すべきと判断する部分
(キ)	定款((株)紀伊國屋書店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款目次</li> <li>・ 章ごとに記載された表題</li> <li>・ 第 1 条から第 5 条まで、第 45 条及び第 46 条の文言</li> </ul>
	定款((株)ヴィアックス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 章ごとに記載された表題</li> <li>・ 第 1 条から第 7 条まで</li> </ul>
(ケ)	第 114 期定時株主総会招集のご通知((株)紀伊國屋書店)のうち損益計算書(平成 19 年から平成 20 年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科目欄の 1 行目から 6 行目まで、11 行目の全て、14 行目の全て、15 行目の全て、18 行目の全て及び 26 行目から 28 行目までの全て</li> <li>・ 金額欄の 1 行目から 5 行目までの全て、9 行目のうちの 8 文字目から 14 文字目まで、11 行目のうちの 8 文字目から 16 文字目まで、12 行目の全て、14 行目のうちの 7 文字目から 15 文字目まで、21 行目のうちの 4 文字目から 12 文字目まで及び 22 行目から 24 行目までの全て</li> </ul>

(サ)	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成19年から平成20年まで)	上記(ケ)と同じ
	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成18年から平成19年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目から7行目までの全て、13行目の全て、16行目の全て、17行目の全て、20行目の全て及び29行目から32行目までの全て</li> <li>・金額欄の1行目の全て、3行目のうちの7文字目から16文字目まで、4行目から6行目までの全て、11行目のうちの8文字目から14文字目まで、13行目のうちの8文字目から14文字目まで、14行目の全て、16行目のうちの4文字目から10文字目まで、24行目のうちの4文字目から12文字目まで、25行目の全て、26行目の全て、27行目のうちの1文字目から9文字目まで及び28行目の全て</li> </ul>
	損益計算書((株)紀伊國屋書店)(平成17年から平成18年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目から7行目までの全て、12行目の全て、15行目の全て、16行目の全て、18行目の全て及び25行目から28行目までの全て</li> <li>・金額欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目から6行目までの全て、10行目のうちの8文字目から16文字目まで、12行目のうちの8文字目から14文字目まで、13行目の全て、14行目のうちの6文字目から10文字目まで、20行目のうちの6文字目から14文字目まで、21行目の全て、22行目の全て、23行目のうちの1文字目から8文字目まで及び24行目の全て</li> </ul>

#### 文書 4

横浜市山内図書館指定管理者選定委員の委嘱について（平成 21 年度教図企第 127 号）

書類の名称	開示すべきと判断する部分
委員一覧	特定委員 B に係る現職の欄
	特定委員 C に係る現職の欄
	特定委員 D に係る分野の欄の一部

#### 文書 5

横浜市山内図書館指定管理者選定委員候補者に関する委員就任依頼状の送付について（平成 21 年度教図企第 98 号）

書類の名称	開示すべきと判断する部分
委員一覧	特定委員 B に係る現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄
	特定委員 C に係る現職の欄、連絡先の欄及び電話の欄
	特定委員 D に係る分野の欄の一部及び現職の欄

文書 2 及び文書 3 の分類（公募要項による分類。それぞれ 5 (2) イの文書アから文書タまでの分類と同じ。）

（イ）横浜市山内図書館指定管理者事業計画書（様式 2）

（ウ）平成 22 年度及び指定期間 5 か年の横浜市山内図書館収支計画書（様式 3）

（キ）申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（ケ）申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はそれらに類するもの（様式自由）

（サ）貸借対照表、損益計算書（過去 3 年分）

（シ）現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）

文字数は、1 行に記録された文字（符号を含む）を、左詰めにして数えるものとする。また、表に係る罫線は、行数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年3月31日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年4月7日 (第182回第一部会) 平成23年4月12日 (第189回第二部会) 平成23年4月22日 (第117回第三部会)	・諮問の報告
平成23年5月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月4日 (第128回第三部会)	・審議
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年12月16日 (第131回第三部会)	・審議
平成24年1月20日 (第132回第三部会)	・審議
平成24年2月17日 (第133回第三部会)	・審議